

# プール学院大学試験及び成績評価に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、プール学院大学学則第31条第2項及び第32条第3項の規定に基づき、試験及び成績評価に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 成績評価

(成績評価)

第2条 授業科目の成績評価は試験等によって総合的に行い、100点を満点とし、60点以上を合格点とする。合格点は、S(100～90)、A(89～80)、B(79～70)、C(69～60)の4段階にわけらる。

2 前項の規定にかかわらず、教授会が特に認める科目においては、P(合格)または、F(不合格)をもって評価することができる。

3 出席回数が全授業回数原則として3分の2に満たない者は、不合格(0点)とする。

## 第3章 期末試験

(日時、時間割)

第3条 期末試験は学期の最終授業週の翌週に行うことを原則とするが、その日時、時間割はその都度発表する。

(諸注意)

第4条 受験に関する諸注意は、その都度定める。

## 第4章 追試験

(対象者)

第5条 追試験は次の各号の理由によって、期末試験を受けることができない者を対象とする。ただし、原則として学生はその理由を該当の試験前に事務室・教務課に届け出なければならない。

(1) 病気の場合

(2) 忌引の場合 \*忌引の日数についての詳細は別途定める

(3) 就職試験と重なり、やむを得ない場合

(4) 教育実習

(5) 交通機関事故の場合

(6) 災害などに遭遇したとき

2 上記以外の理由によっても、教授会が承認するならば受験できる。

(受験手続)

第6条 追試験受験希望者は、指定の期間に所定の追試験受験願書に必要書類(教務課が指定する期末試験の欠席理由を証明する書類を含む)を添付して事務室・教務課に提出しなければならない。

(追試験料)

第7条 追試験料は無料とする。

(試験方法)

第8条 追試験方法は、科目担当者が決定する。

(成績評価)

第9条 追試験の点数は原則として得点の90%とした上で、総合的に成績を評価するものとする。

(日時、時間割)

第10条 追試験の日時、時間割その他の連絡事項はその都度発表する。

(受験資格)

第11条 正当な理由なくして期末試験を受けなかった場合は、追試験受験資格はないものとする。

## 第5章 再試験

(実施科目)

第12条 再試験は、原則として4年次生が履修する、成績評価が不合格(59点以下)になった科目に対して実施する場合がある。

- 2 再試験を実施する科目に関してはその都度発表する。
- 3 ただし、成績評価が0点の科目は再試験は行わない。

(受験手続き)

第13条 再試験受験希望者は、受験料分の証紙を所定の受験願書に貼付のうえ事務室・教務課に提出しなければならない。

(再試験料)

第14条 再試験料は別に定める。

(再試験方法)

第15条 再試験方法は、科目担当者が決定する。

(成績評価)

第16条 再試験を受験した場合の成績評価は合格(60点 C)または不合格(F)とする。

(日時、時間割)

第17条 再試験の日時、時間割その他の連絡事項はその都度発表する。

## 第6章 不正行為

(不正行為)

第18条 試験における不正行為とは次の各号に該当する場合をいう。

- (1) 代人による受験
- (2) カンニングペーパー等の使用、他の受験者の答案等を見る等の行為

- (3) 使用が許可された参考書等の貸借
  - (4) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品の使用
  - (5) 言語・動作・電子機器等による連絡行為
  - (6) その他試験監督者が不正行為と認めたとき
- 2 試験中に不正行為を行った学生は、不正行為の事実確認の上、当該科目を失格とし、その氏名を公示する。

## 第7章 レポート

(レポート)

第19条 レポートに関する規定は、期末試験及び再試験に関する規定に準ずる。

- 2 レポートは授業担当教員に提出しなければならない。
- 3 レポートにおける剽窃は不正行為とみなし、前条第2項を適用する。

## 第8章 雑則

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は教授会の議を経て、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

附 則

この規程は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2001（平成13）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、2005（平成17）年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、2005（平成17）年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010（平成22）年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第16条については、2009（平成21）年度以前の入学者には、旧規定を適用する。

附 則

この規程は、2011（平成23）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013（平成25）年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第16条については、2012（平成24）年度以前の入学者には、旧規程を適用する。

附 則

この規程は、2014（平成26）年4月1日から施行する。